第5章　その他弁護士制度に関する取組

Ⅰ　弁護士不祥事対策、依頼者見舞金・預り金規程改正施行

1　従来の不祥事対策

2004年11月、日弁連は弁護士職務基本規程を制定して、弁護士倫理に関する規程を整備した。一方、各弁護士会では、倫理研修を義務化するなどの方策を通じて会員の弁護士倫理の充実に力を注ぐとともに、市民窓口制度、紛議調停制度及び綱紀・懲戒制度の運用改善によって、弁護士の不祥事・非行に対処してきた。

2　不祥事の増加傾向

ところが、2011年頃から、弁護士が、数多くの依頼者から預託を受けた多額の預り金を横領した事実や、保全事件の保証金等の名目で預り金を詐取するなどの事実が発覚し、会員が警察に逮捕されるといった事件も複数発生した。また、成年後見人・後見監督人に就任した弁護士が被後見人の資金を横領する事件も相次いで発生した。

これらの事件は社会的注目を集め、報道では、弁護士会の自浄作用に対する厳しい論調が目立ち、このような事件発生の背景に、弁護士人口の増加、弁護士の活動領域の拡大、広告の自由化など弁護士を巡る環境が変化する一方で、一部には弁護士の経済的逼迫化といった現象が生じたため、不祥事・非行が増加傾向となったと指摘された。

3　不祥事対策の検討・立案

日弁連としては、この状況を放置することは市民の弁護士に対する信頼を著しく損ない、ひいては弁護士自治制度に重大な影響を与えかねないとの認識の下に、2012年10月、市民窓口及び紛議調停制度に関するワーキンググループ内に弁護士不祥事対策検討プロジェクトチームを設置した。

同プロジェクトチームでは、2013年1月10日付けで「不祥事の根絶をめざして」と題する提言（以下「第一次提言」という。）を策定し、預り金管理に関する規程の制定、市民窓口に寄せられた情報の積極的活用、市民窓口の機能強化、事前公表制度の適時運用、弁護士相談窓口の整備、研修制度の強化等の提言を行った。

また、2013年6月、日弁連は、不祥事対策を総合的に検討することを目的として、弁護士職務の適正化に関する委員会（以下「職務適正化委員会」という。）を新たに設置した。

職務適正化委員会では、同年12月24日付けで「不祥事の根絶を目指してその2」と題する提言（以下「第二次提言」という。）を策定し、弁護士会執行部における会費滞納情報の共有化による不祥事の早期発見、多重苦情対象弁護士の指導監督の強化、メンタルヘルス対策と会員サポート制度の全国展開、マネジメント研修の導入、弁護士会相互間の情報交換システムの整備、懲戒手続に関する全国協議会の開催、被害救済基金制度の検討などを提唱した。

4　不祥事対策の実施

（1）　非行の探知・拡大防止の対策

①　市民窓口・紛議調停制度に関する取組

2002年から実施されている市民窓口及び紛議調停に関する全国連絡協議会では、各弁護士会の市民窓口・紛議調停を担当する役員、委員及び職員を対象とする経験交流の機会として、市民窓口及び紛議調停制度の改善・強化に取り組んできたところである。同協議会では、第一次及び第二次提言において市民窓口における不祥事の早期探知と苦情情報の積極的活用が指摘されたことに鑑み、各弁護士会の運用状況に関するアンケートを分析するほか、各制度の機能強化策や問題点等を討議している。

②　懲戒手続運用等に関する全国協議会の実施

第一次及び第二次提言に基づき、2014年から、懲戒手続運用等に関する全国協議会が開催されている。この協議会は、各弁護士会で不祥事を担当する役員を対象に、過去の大・中・小規模の弁護士会役員経験者が実際に対処した非弁提携、預り

金流用、事件放置などの不祥事事例と会請求・事前公表の実例の報告と、これについての意見交換を行っている。この協議会は、新任の弁護士会役員にとって制度の理解・問題点を共有する貴重な機会となっており、その後も毎年開催されている。

（2） 非行の発生を防止する対策

① 「不祥事防止マニュアル」の発行

職務適正化委員会では、会員が弁護士職務基本規程の認識をあらためて深めることが重要であり、会員の意識喚起の一助として、簡明な情報提供をすべきであるという認識に基づき、2015年3月に「不祥事防止マニュアル」を発刊した。「不祥事防止マニュアル」には、弁護士に対する苦情及び市民窓口の実情、懲戒手続、預り金の管理、弁護士のサポート体制などが平易に解説されており、各弁護士会の倫理研修等の機会での活用が期待されている。なお、2017年10月には預り金等の取扱いに関する規程の改正に伴って補訂版が発行され、現在、日弁連の会員専用ページに掲載されている。

② メンタルヘルスカウンセリング制度の発足

第一次及び第二次提言では、市民窓口への苦情と不祥事事案の分析から、会員が一人で悩みを抱え込み、メンタルの不調を来したため、事件を放置しあるいは公文書を偽造するに至る事例のあることが指摘されていた。

そこで、日弁連執行部の主導の下に、貧困問題対策本部及び男女共同参画推進本部並びに職務適正化委員会の共同でメンタルヘルスの対策の検討が進められ、2015年10月から、全国規模での「日弁連メンタルヘルスカウンセリング」の制度が開始された。

この制度は、外部事業者に委託して、会員と18歳以上の同居の家族が、無料（対面相談は年5回まで）で、電話、対面、WEBの方法により臨床心理士、産業カウンセラー等に相談をすることができるものである。

また、「日弁連メンタルヘルスカウンセリング」の運用と時期を同じくして、弁護士のストレスとその解消法を分かりやすく説明した「弁護士のためのメンタルヘルスガイダンスブック」も発行され、全会員に配布された。現在、日弁連ＨＰの会員専用ページにも掲載されている。

③ 会員サポート窓口の設置

一部の弁護士会では、会員に対して業務に関する助言をする会員サポート制度が導入されていたが、第一次及び第二次提言においても、職務又は業務上の問題について、会員が悩みを抱えたときに、相談に応じられる体制が必要であると指摘され、各弁護士会からも日弁連での導入を求める意見が寄せられた。職務適正化委員会内で検討を続けた結果、2017年2月の日弁連理事会で、会員サポート窓口運営規則が承認可決され、同年10月から、実施されている。日弁連の会員サポート窓口制度は、関連委員会・各弁連の推薦を受けた会員サポート窓口相談員の名簿を公開して、会員が任意に相談員を選択し、その助言を受ける仕組みとなっている。相談内容が重大な非行に該当し又は被害拡大のおそれが明白なときを除き、相談内容は秘匿されることとなっている。

④ 弁護士ライフプラン

不祥事事例の分析等から、ＩＴ技術の普及により、市民が容易に各種情報にアクセスできるようになり、法律相談の需要は減少し、相談内容も複雑化・高度化し、弁護士増員による競争が激化している一方で、このような環境変化の認識が不十分で、業務の在り方の見直しや弁護士の将来への備えが貧弱であることが不祥事発生の一因となっていると指摘されていた。また、不祥事対策に止まらず、ハッピーリタイアメントの実現の為にも、ライフプランを作成するよう推奨する必要があるとの認識の下に、キャッシュフロー表の作成を案内する「弁護士ライフプランのつくり方」を作成して、2017年10月1日から日弁連の会員専用ページに掲載している。

⑤ 弁護士後見人等の不祥事防止

弁護士後見人による管理財産の使い込み等が相次いだことに対し、日弁連高齢者・障害者権利支援センター（2015年に高齢者・障害者の権利に関する委員会から組織改編）では、後見人推薦名簿の登載要件の厳格化、各家裁と各弁護士会の定期的な協議会の開催、弁護士会による後見人の定期

報告の点検、家裁への「名簿提出方式」から「会推薦方式」への移行、職務ガイドラインの制定と研修の強化、ＯＪＴ等による後見人のサポート体制の整備などを提案した。これを受けて、日弁連は、各弁護士会に対し、2014年1月31日付け及び2017年3月14日付けで上記提案の取組要請を行っている。

5　預り金取扱い規程改正～不祥事の予防策として

日弁連は、第一次提言を受けて、先ず、2013年5月31日の定期総会において、「預り金等の取扱いに関する規程」を制定した。この規程によって、依頼者からの預り金について、預り金口座の開設と入出金状況の記録が義務付けられ、一定の場合には弁護士会が照会・調査を行う範囲や会員の回答義務及び調査協力義務の範囲が拡大され、弁護士会による早期に迅速な調査が可能となった。

2016年6月に設置された依頼者保護制度に関する検討ワーキンググループでは、依頼者見舞金制度とともに、預り金等の取扱いに関する規程の改正も検討課題となった。弁護士の預り金の流用・横領による不祥事はマスコミでも大きく取り上げられており、依頼者見舞金制度を創設する反面で、弁護士の預り金管理をより厳格化する必要性が指摘されていた。

2017年3月3日の臨時総会において、依頼者見舞金制度の決定と同時に、預り金等の取扱いに関する規程の改正が行われ、同改正規程は同年10月1日から施行された。

本改正により、弁護士が開設する預り金口座名義に預り金、預り口、預り金口など預り金口座であることを明示する文字を使用すること、所属弁護士会に対する預り金口座を届け出ることが義務付けられ、一定の事由があるときには弁護士会による預り金の保管状況の調査が可能となり、対象会員の回答が義務付けられることになった。

6　依頼者見舞金制度の創設～重大非行への事後的施策として

マスコミ等では、依頼者からの預り金を横領した弁護士が破産したり、実刑判決を受けたりした場合、依頼者の損害がほとんど回復されないことの不当性が指摘されていた。これを受けて、弁護士職務の適正化に関する委員会内では依頼者保護制度の検討が行われていたところ、2016年6月に設置された依頼者保護制度に関する検討ワーキンググループにその作業は引き継がれた。

同ワーキンググループでは、弁護士会への意見照会、説明者の派遣、関係機関との協議等が行われた。その後、2017年3月3日の臨時総会において、弁護士の横領により被害を受けた依頼者に対する見舞金の支給を可能とする依頼者見舞金制度に関する規程の制定が決定され､同年10月1日から施行された。

支給対象者は依頼者又はそれに準ずる者であり、一依頼者当たり500万円、一弁護士当たり2,000万円を上限として会長が決定することとなっている。これまでに、2017年度2件、2018年度3件の支給実績がある。

依頼者保護の為の見舞金を支給する制度は、日弁連としては初めての取組である。この制度の創設が議論されて以来、会員の納付する会費が財源とされることから、その創設に反対する意見も有力であった。しかし、アメリカ、イギリス、ＥＵ等の先進国では弁護士から被害を受けた依頼者を対象とする一定の仕組みを用意しており、弁護士の不祥事・非行による被害の緩和に対する一定程度の効果と弁護士に対する社会的信頼及び弁護士自治制度の維持に寄与することが期待される。

山中 尚邦（東京）